

デビュウ当時の古七大夫

— 『時慶卿記』文禄二年十月十四日条の記事をめぐって —

天野 文雄

近世能楽史上における喜多七大夫長能(古七大夫)の存在の大きさは、表章氏が昭和五十八年から昭和六十一年にかけて『能楽研究』に発表された論考「北七大夫長能をめぐる諸問題」によって学界の共通認識となり、さらにそれを増補して喜多流の通史の形で平成六年に刊行された同氏著『喜多流の成立と展開』(平凡社)によって、ひろく一般にも定着しつつある。そこでは近世能楽史上の傑物古七大夫の生涯の事績が、七歳で能を演じはじめたために「七ツ大夫」と呼ばれた時代から詳細に検討・紹介されているが、その一方、確実な資料に恵まれていないために、その事績が十分に把握できない時期も当然のことながら残されている。そうした時期の一つに、「七ツ大夫」としてデビュウした文禄初年ころの時期がある。

『喜多流の成立と展開』に収められた「北七大夫長能出演記録」には合計三三六件にのぼる古七大夫の出演記録が通し番号を付して掲げられている。その冒頭には古七大夫九歳にあたる文禄三年(一

五九四)十月の秀吉の蒲生氏郷邸御成能

への出演記録(『小鼓大倉家古能組』)が掲げられているが、これは信憑性にやや疑問があるとして、番号は番外の0とされ、続いて1として古七大夫十歳にあたる文禄四年(一五九五)二月の南都薪能への出演記録が掲げられている。要するに現在知られている古七大夫のデビュウ当時の資料は、七歳でデビュウしてから三年ほどを経過した以後のものであり、それ以前は、存疑とされた0の蒲生邸御成能への出演記録しかないという状況なのである。

こうして、古七大夫についてはそのデビュウ当時の事績がほとんど分からないのだが、その空白をいささか埋める記事が次のように『時慶卿記』文禄二年十月十四日条にみえる。

十四日、天晴。聖門ヨリ御使者。安芸宰相へ被申入。某ニモ可参宿候。則ち命。又、輝元ヨリ有使者。平川ト云仁也。如右也。応命ノ由答。源中納言ヨリ預使者候。午刻可振廻申也。先約之義返答。聖門以使者申入。又

御使。則直ニ輝元へ行。御門跡ハ早御出也。丁主被出逢候。相伴ノ人、新宮・聖門・勸修寺弁・幽斎・某・丁主也。道三八少遅来儀候。乱舞アリ。七才ニ成大夫アリ。二、三番舞候。丁主小鼓、玄旨謡、又太鼓。酒闌也。川添式部・葛岡佐助茶ニ雖呼、無来儀也。曲庵ノ者雇、川田ノ人足一人雇、乗物ニテ行帰。勸修寺弁ト同心候。

この日、西洞院時慶は聖護院門跡らとともに安芸宰相毛利輝元邸に招かれた。相客は新宮・勸修寺弁らの堂上と医師の曲直瀬道三、それに細川幽斎らだったが、その席で亭主の輝元の小鼓、幽斎の謡や太鼓で、「七才ニ成大夫」が「乱舞」を二、三番舞ったというのである。この「乱舞」は『時慶卿記』の他の記事を参照すると、能ではなく、現在の舞囃子にあたる略式の演奏と思われるが、この「七才ニ成大夫」が「七ツ大夫」時代の古七大夫ではないかと思うのである。

もっとも、この「七才ニ成大夫」が古七大夫のことであるという明証が他にあらわではない。しかし、文禄二年の古七大夫は定説となつている行年説によれば八才であること、「七才ニ成大夫」という呼び方が「七ツ大夫」に類似していること、七歳くらいの少年がこうした場で舞囃子のシテを舞うようなケースは古

七大夫のほかそう多くはなかったろうこと、などを勘案すると、これが「七ツ大夫」時代の古七大夫である蓋然性はかなり高いと思う。ここでは毛利輝元が小鼓を打ち、細川幽齋が謡や太鼓を勤めているが、輝元はこの九日前の十月五日に行われた秀吉主催の禁中能で秀吉の《芭蕉》の小鼓を勤めて、見物していた近衛信尹らを驚かすほどの技量の持ち主だったし（『禁中猿楽御覧記』）、細川幽齋はいまでもなく当代一の太鼓の名手だった。こうした名手を相手に「乱舞」を舞っていることも、七歳で神童ぶりを發揮した古七大夫にはふさわしかろう。

さて、これが「七ツ大夫」時代の古七大夫のことであるとすると、古七大夫の事績については、あらたに以下のような知見が得られることになる。

第一は古七大夫の行年をめぐる問題。

『喜多流の成立と展開』では、古七大夫の行年について、従来から知られていた『四座役者目録』の六十八歳説、『重修猿楽伝記』等の七十二歳説、それに新出の元禄頃の書付『喜多七大夫ツリ』の六十六歳説を詳細に検討して、『四座役者目録』の六十八歳説が妥当と結論づけている。それによれば古七大夫が七歳で能を舞いはじめた年は文禄元年であり、『時慶卿記』の記事の文禄二年は八歳となるところが、古七大夫とおぼしき少年役者

はここでは「七才二成大夫」と呼ばれている。これを基準にすると、文禄二年が古七大夫が能を舞いはじめた七歳の年で、没年の承応二年（一六五三）は六十七歳となつて、あらたに行年六十七歳説が生まれることになる。これは「七ツ大夫」時代の記録でもあり、古七大夫の事績研究にとつてはかなり重要な資料であるが、しかしながら、この記事はかならずしも古七大夫が文禄二年に七歳だったことを示すものではないように思われる。この場合は、少年役者の名を「七ツ大夫」と聞いた時慶が、「七ツ大夫」を「七歳の大夫」と誤解したという事情も十分考えられるからである。一方に信憑性が高い『四座役者目録』の行年六十八歳説があることを考慮すると、この記事はそう評価しておくのが無難かと思う。また、『時慶卿記』によれば、文禄二年には古七大夫は確実に七歳以上だったことになり、これは行年六十六歳説には決定的な否定材料となる。六十六歳説に従えば、文禄二年は六歳だからである。

第二は金剛座加入以前の古七大夫の活動の場の問題。『喜多流の成立と展開』では古七大夫が金剛座に加入したのは文禄三年の後半ごろと推定されているが、『時慶卿記』の記事は金剛座に加入する以前の古七大夫が毛利輝元・細川幽齋・聖護院門跡・曲直瀬道三といった人々の

間で活動していたことを伝えている。また、この場合の亭主が毛利輝元であることに留意すると、「北七大夫長能出演記録」で〇とされている文禄三年十月の蒲生邸御成能の記録も十分ありうべき活動ということになろう。

第三は古七大夫と毛利輝元との関係。毛利輝元は先述のように小鼓をよくし、春藤六右衛門（金春座ワキ）や手猿楽の虎菊を後援していた能好きの武将であるが、古七大夫は文禄五年（一五九六）慶長元年）三月二十六日に伏見の輝元邸で催された能にも手猿楽の渋谷・本願寺の下間少進らと出演して《杜若》を演じている（『能之留帳』）。このときは下間少進や渋谷のほうが多く能を演じているから、古七大夫は輝元から格別の庇護を受けていた役者ではなさそうだが、輝元が「七ツ大夫」時代の古七大夫を二度も自邸に呼んでいる事実はやはり注目しておく必要がある。また、慶長二年（一五九七）に秀吉が金剛座に与えた配当米は、総石高八一五石のうち六百石が毛利輝元の負担だったが、これも古七大夫が金剛座の一員だったことにかかわるのかも知れない。

（大阪大学文学部教授）